

赤崎・綾里地区学校統合推進協議会専門部会設置要綱

(設置)

第1 この要綱は、方式及び時期について合意が図られた赤崎中学校と綾里中学校の統合にあたり、赤崎・綾里地区学校統合推進協議会設置要綱第7第2項の規定に基づいて設置する専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 統合後の学校の名称、校歌及び校章等の案づくりに関すること。
- (2) その他統合を図るうえで必要な事項に関すること。

(組織)

第3 部会は、会長が任命する委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長1人及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(部会長及び副部会長)

第4 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会の会議は、その目的により部員の一部をもって開くことができる。
- 3 部会長は、必要に応じて、会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第6 部会長は、第2に掲げる所掌事項に関し、必要に応じて、その経過を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7 部会の庶務は、関係地区の統合校において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月18日から施行する。